地方税法の改正により、平成21年10月より住民税（市・都民税）の年金からの引き落としが始まります

問合せ 課税課市民税係☎551・1610

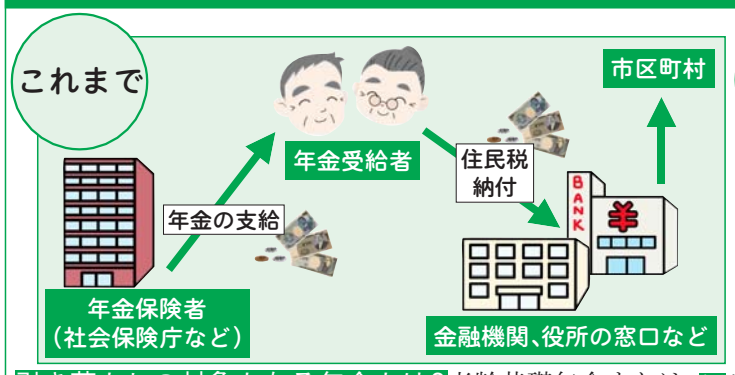

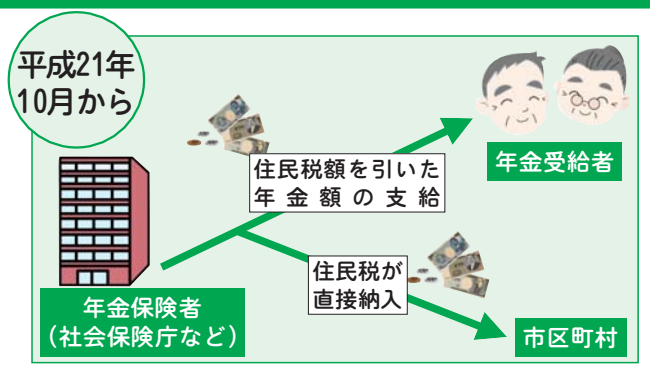

対象は？

「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、平成20年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

ただし、次の方については対象となりません。

▶介護保険料が年金から引き落とされていない方

▶引き落とされる住民税額が、老齢基礎年金等の額を超える方

など

引き落としの対象となる年金とは？老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる住民税は？引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としはいつから？引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただき、10月・12月・2月は年税額の6分の1ずつを年金より引き落とします。

例 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

これまで	納付書で納める（普通徴収）			
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

※年金額の1/4ずつ納付書で納める方法です。

平成21年度	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

※6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納め、10月・12月・2月は年金額の1/6ずつ引き落とす方法です。

平成22年度以降	年金から引き落とし（特別徴収）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度年税額の残りの1/3ずつ		

※4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を引き落とし、10月・12月・2月は年金額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とす方法です。

●新たな税負担が生じるものではありません

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、その制度により新たな税負担が生じるものではありません。

なお、税額変更やその他の事由により納付書発送後に年金からの引き落としが中止になる場合があります。

①既存住宅改修による固定資産税の減額措置について

耐震改修した場合の減額措置

昭和57年1月1日以前から存在していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に耐震改修工事（建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した一定の改修工事）が終了した場合、別表に掲げる改修時期により翌年度分以降の税額を2分の1減額します。

（別表）耐震改修した当該住宅に対する固定資産税の減額措置

改修時期	減額年数	減額金額	工事費	減額対象床面積
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間	当該住宅に係る固定資産税の2分の1	1戸当たり30万円以上のもの	1戸当たり120平方メートル相当分まで
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間			
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間			

②バリアフリー改修した場合の減額措置

平成19年1月1日以前から存在していた住宅のうち高齢者、障害者等が居住するもの（賃貸住宅を除く）について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事（補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの）が終了した場合、1戸当たり100㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

③省エネ改修工事をした場合の減額措置

平成20年1月1日以前から存在していた住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、「窓の改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」（改修工事に要する費用が30万円以上するもの）が終了した場合、120㎡分までを限度として、翌年度分に限り固定資産税の税額を3分の1減額します。

なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。

また、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行なった場合は、それぞれの税額を3分の1減額し、合わせて3分の2を翌年度の税額から減額します。

以下①～③共通

申告方法 工事内容等を確認できる書類（①は耐震基準に適合した工事であることの証明書）を添付して、改修後3か月以内に申告してください（詳しくはお問い合わせください）。

問合せ 課税課資産税係☎551・1614

6月の納税

6月は市・都民税（第1期）の納期です。

6月30日㈫までに納めてください。

【口座振替の方へ】

口座振替は6月30日㈫に振り替えますので、残高不足に注意してください。

納め忘れはありませんか

▼固定資産税・都市計画税第1期（6月1日）

▼軽自動車税全期（6月1日）

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。納期内納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

問合せ 収納課☎551・1578

▶▶▶年金だより◀◀◀

■20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、65歳から受けられる老齢基礎年金や万が一のとき受けられる障害基礎年金、死亡時に支給される遺族基礎年金等があり、これらの年金を受けるためには、国民年金に加入し、保険料を納付することが大切です。

20歳になったら、社会保険事務所から送付される手続き書類をお持ちのうえ、市役所保険年金課窓口で手続きをしてください（厚生年金保険や共済組合に加入の方を除く）。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1670

■納めすぎていた保険料をお返しします

平成17年3月以前、60歳以降に国民年金に任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金の支給要件を満たす月数を超えて納付されていた場合、納めすぎた保険料をお返しすることになっています。

社会保険事務所に「申出書」と「国民年金保険料還付請求書」の提出をお願いします。

なお、ご本人がすでに亡くなっている場合は、相談人の方でも手続きができます。

問合せ 青梅社会保険事務所☎0428・30・3413

▶▶▶国保だより◀◀◀

■特定健康診査は5月から開始しています

40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して実施する特定健康診査は、5月1日から7月31日までです。土・日曜日に実施している医療機関もありますので、まだ受診されていない方は、ぜひ受診してください。

メタボリックシンドロームは、腹囲が男性85cm、女性90cm以上でかつ血糖、脂質、血圧のうち基準を超えているものが2項目以上該当する場合で、1項目の場合は、予備群となります。高血圧症、糖尿病、脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病は、動脈硬化へ進行し、更には脳卒中や心筋梗塞など命に関わる病気へ進行する可能性が高くなります。

また、生活習慣が安定し、運動も定期的にしているのでメタボリックシンドロームとは無縁という方も特定健診を継続して受診し、自身の健康状態をチェックしてください。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1640

ご注意ください！特定健診を受診する際は、マスクをしてお出かけください。また、インフルエンザの症状がある場合には検診を受けずに、発熱相談センター（西多摩保健所内）☎0428・22・6141へご相談ください。